資 料 編

【基本用語の説明】

用 語	意義
武力攻擊	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が
武力攻撃事態	切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予
事態	測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態 等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、
此为父事火日	爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為
	が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫して
緊急対処事態	いると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力
	攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)
	で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急 対処事態であることを政府が認定することをいう。
	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態
	における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に
対処基本方針	関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」とい
74702117321	う)。に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基
	本的な方針をいう。
	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政
** bu \\ ## ==	機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づ
対処措置 	いて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛
	隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的
	には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、
国民保護措置	又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合にお
	いてその影響が最小となるようにするための措置をいう。
	(例:住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に
	関する措置等)
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置するまれた。
	置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
国の対策本部	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣(内
長	閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大
	臣)をもって充てる。

用語	意義
	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政
	府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関し
基本指針	てあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及
	び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める
	業務計画の基本となる。
	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保
国民保護計画	護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針
	に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する
会	重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮
五	問機関となる協議会をいう。
 地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団
地方五条団体	体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
	事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が
 指定行政機関	国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施
旧足门以饭民	行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」と
	いう。)で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内
機関	地方支分局等をいう。
	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関(日本銀
指定公共機関	行、日本赤十字社など)又は電気、ガス、輸送、通信などの公益
	的事業を営む法人をいう。
 指定地方公共	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的
機関	事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該
1/X (大)	法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保
計画	護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関
h1 E4	する業務計画」をいう。
 道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部を
坦	いい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
**************************************	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充て
道対策本部長	る。
	国民保護法に基づき、市が設置する市国民保護対策本部をいい、
市対策本部	政府が閣議決定し該当する市を指定する。
+4.14.1-17	市対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市長をもって充て
市対策本部長	る。
L	

用語	意義
NBC攻撃	核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃をいう。
ダーティーボ ム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすこと を意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全 を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある と認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安 全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれが
武力攻撃原子 力災害	あると認められる施設をいう。 武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射能性物質又 は放射線による被害をいう。
自主防災組織	被害の発生・拡大(特に大規模災害時)による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。

【関係機関の連絡先】

名称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
北海道開発局旭川開発 建設部名寄河川事務所	名寄市西6条南9丁目	01654-3-3177	01654-2-0969
北海道開発局旭川開発 建設部士別道路事務所 (第1工務課)	士別市大通西 15 丁目	0165-23-3146	0165-23-4960
北海道開発局旭川開発 建設部名寄河川事務所 岩尾内ダム管理支所	士別市朝日町岩尾内7314番地	0165-28-2301	0165-28-3679
北海道森林管理局上川 北部森林管理署(次長)	上川郡下川町緑町 21	01655-4-2551	01655-4-2553
陸上自衛隊第3普通科 連隊	名寄市内淵 84	01654-3-2137	01654-3-2137
北海道上川総合振興局(地域創生部地域政策課)	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5918	0166-46-5204
北海道上川総合振興局 旭川建設管理部 士別出張所	士別市西4条北1丁目	0165-23-2191	0165-22-1678
上川総合振興局保健福 祉部名寄地域保健室	名寄市東5条南3丁目	01654-3-3121	01654-3-3224
北海道企業局鷹泊発電 管理事務所	深川市鷹泊2404番地先	0164-28-2261	0164-28-2134
北海道旭川方面士別警察署(警備係)	士別市東5条5丁目	0165-23-0110	0165-22-1804
士別市教育委員会	士別市東5条3丁目	0165-23-3121	0165-23-4281
士別地方消防事務組合 士別消防署	士別市東6条4丁目	0165-23-2619	0165-23-1719
J R 北海道士別駅	士別市西3条8丁目	0165-23-2736	0165-22-1624
日本郵便株式会社士別 郵便局	士別市大通東9丁目	0165-23-2712	0165-22-1630
東日本電信電話株式会 社北海道事業部北海道 北支店(第1法人担当)	旭川市 10 通 10 丁目	0166-20-5410	0166-29-3686

名称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
北海道電力ネットワーク株式会社名寄ネット フークセンター	名寄市西3条南4丁目	01654-3-2131	01654-3-0474
日本通運株式会社旭川 支店(総務課)	旭川市宮下通 12 丁目	0166-23-5111	0166-23-5125
社団法人上川北部医師 会	名寄市西 5 条北 2 丁目	01654-2-5311	01654-2-5621
日本赤十字社北海道支 部士別市地区	士別市東 5 条 3 丁目(社協内)	0165-22-3012	0165-28-2002
NHK旭川放送局(放送センター)	旭川市6条6丁目右27丁目	0166-24-7000	0166-23-1966
北海道新聞社士別支局	士別市東4条3丁目	0165-23-2621	0165-22-3318
株式会社道北日報社	士別市大通東 11 丁目	0165-23-3108	0165-23-3109
株式会社北都新聞社	名寄市風連町北栄町	01655-3-3111	01655-3-4031

【各部等における平素の業務】

部局名	平素の業務
	・市国民保護協議会の運営に関すること
	・市国民保護計画に関すること
	・避難実施要領に関すること
	・国民保護に関する情報の収集に関すること
	・関係機関との連絡調整に関すること
	・市国民保護対策本部に関すること
総務部	・国民保護に係る研修・訓練及び啓発に関すること
אם ככני טיוו	・安否情報の収集・提供体制の整備に関すること
	・近隣市町との連携に関すること
	・物資及び資材の備蓄等に関すること
	・生活関連等施設の把握及び対策に関すること
	・市所有車両の管理運営に関すること
	・ボランティア団体等に関すること
	・通信手段の整備に関すること
	・広報体制の調整に関すること
市民自治部	・廃棄物処理に関すること
	・食料・生活関連物資の受け入れ体制の調整に関すること
	・危険動物、ペット動物の保護等に関すること
	・日本赤十字社北海道支部士別市地区との連絡調整に関すること
健康福祉部	・救援物資の調達体制の整備に関すること
	・高齢者、障害者等の援護体制の整備に関すること
	・市内医療機関との連携体制の整備に関すること
	・農業関係団体との連絡調整に関すること
経済 部	・商工労働団体との連絡調整に関すること
	・家畜の保護等に関すること
	・建設関係団体との連絡調整に関すること
建設水道部	・生活関連等施設(浄水場、ダム、発電所など)安全確保対策に
建权小坦即	関すること
	・道路、河川の安全確保対策に関すること
朝日支所	・朝日支所地区の被災情報収集・連絡体制の整備に関すること
教育委員会	・児童生徒の安全確保に関すること
	・教育施設の警戒・安全確保に関すること
市立病院	・医療・医薬品等の供給体制の整備に関すること
議会事務局	・他部局への応援体制の整備に関すること

【武力攻撃等における各班の主な役割】

部	班名	機能
総	総 務 班	 ・市緊急事態連絡室に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・避難の指示及び警戒区域の設定に関すること ・道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の派遣要請に関すること ・特殊標章等の交付に関すること ・救出、輸送に要する車両の配車に関すること ・通信回線や通信機器の確保に関すること ・被災情報の収集及び伝達に関すること ・被災状況調査の取りまとめ及び知事への報告に関すること ・安否情報の収集及び提供に関すること ・安否情報の収集及び提供に関すること ・職員の招集、出動及び解散並びに労務供給に関すること ・職員の動員及び出動状況の記録に関すること
務 対 策 部	企 画 班	・災害見舞者及び視察者の対応に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・ボランティアの受け入れに関すること ・被災住民からの陳情処理に関すること ・災害復旧と総合計画との調整に関すること ・中央関係機関に対する要望書及び資料作成に関すること
	財 政 班	・災害予算の編成及び資金の調達に関すること ・災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること ・災害経費の経理に関すること ・市有財産の(教育施設を除く)応急利用に関すること ・市有財産の被災調査及び応急対策に関すること ・災害応急物品等の調達に関すること ・国への負担金の請求に関すること ・応急公用負担等に伴う損失補償及び損害補償等に関する こと

	救急物資班	・食糧品の調達及び給与に関すること
	双心勿真	・応急生活援助物資の調達、給与及び貸付に関すること
		・被災地の廃棄物及び汚物処理に関すること
		・被災地の環境衛生保持に関すること
	自治環境	・住民組織等(自治会、自主防災組織等)との連絡調整に
市	· 広報班	関すること
民	12 +K 191	・被災地の広報活動に関すること
自		・被災状況や市対策本部における活動内容等の公表に関す
治 対		ること
策	調査班	・被災地における被害の実態調査及び報告に関すること
部		・被災情報等の収集及び本部への報告に関すること
	地区対策班	・住民組織等(自治会、自主防災組織等)との連絡調整に
		関すること
		・災害経費の出納に関すること
	会 計 班	・現金及び用品の受払いに関すること
		・見舞金等受入れ及び保管に関すること
		・被災地の防疫計画の作成及び実施に関すること
	保健予防班	・被災地及び避難所の保健指導に関すること
		・保健所及び市内医療機関との連絡調整に関すること
	救護第1班	・避難所の開設に関すること(避難所対策班と協力)
健		・避難所の収容者の把握及び名簿の作成に関すること
康		・被災者の避難誘導に関すること
福祉		・遺体の収容安置及び埋葬、火葬に関すること
対策部		・日本赤十字社北海道支部士別市地区との連絡調整に関す
		ること
	[\frac{1}{2} = \frac{1}{2} = \	・高齢、障害者等要援護者の安全確保及び支援に関するこ
	救護第2班	
		・保育園児の避難、誘導に関すること
	救護第3班	・被災者の生活援護に関すること
	0.100010 0.000	・被災者相談に関すること

経済対策部	農林振興班	・農業関係の被害調査及び応急対策に関すること ・被災農家の援護に関すること ・農業関係の被災復旧対策に関すること ・農産物、家畜等の伝染病予防及び防疫に関すること ・農作物種子、飼料その他生産資材の確保に関すること ・災害時の食糧の確保に関すること ・山林及び林業用施設の被害調査及び応急対策に関すること ・林野火災予防に関すること ・林業関係の被災復旧対策に関すること ・林業の応急融資に関すること
	商工班	・商工業及び観光事業関係の被害調査及び応急対策に関すること ・被災商工業者の金融相談に関すること ・消費物資の確保及び物価安定対策に関すること ・労働相談に関すること

建設水道対策部	土木管理班	・道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び防災措置に 関すること ・土木施設の管理保全及び応急措置に関すること ・土木施設の被災復旧対策に関すること ・土木関係被害実態調査に関すること ・災害時の建築用復旧資材の確保及び受給計画に関すること ・公園施設の応急措置に関すること ・公園施設の被災復旧対策に関すること
	復旧車両班	・応急作業用資機材の確保及び輸送に関すること・援護物資、医療品の輸送に関すること・交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関すること・道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること・土石、木材等の障害物の除去に関すること
	建築班	・避難所及び救護所等の設営に関すること ・応急仮設住宅の建設に関すること ・被災者住宅対策に関すること ・市営住宅の被災調査及び応急対策に関すること

		He A A L L HE L M L L
	上下水道班	・応急給水に関すること・配水調整及び水質保全に関すること・水源地の管理保全に関すること・上下水道施設の被災状況の調査及び応急処理に関するこ
		と ・上下水道施設の被災復旧対策に関すること
朝日支所対策部	朝日支所班	・市対策本部等との連絡調整に関すること・総合支所地区の被災調査及び応急対策に関すること・総合支所地区の住民等の避難及び救援に関すること
文教対策	教育対策班	・教育施設等の被災調査に関すること ・児童生徒の避難及び救護に関すること ・被災児童生徒の応急教育対策に関すること ・学用品の配給等に関すること ・各学校との連絡調整に関すること ・被災者及び救護活動協力者への給食炊き出しに関すること
部	避難所対策班	・教育委員会所管施設の避難所の運営管理に関すること
	文教施設班	・教育施設の管理保全及び応急措置対策に関すること ・教育施設の復旧対策に関すること ・文化財の保護及び応急対策に関すること
医療	医療班	・被災者の応急医療に関すること
対策部	庶 務 班	・医療品及び医療器材の確保に関すること ・他市町村の医療機関への協力要請に関すること
支援部	支 援 班	・各部、班への緊急支援に関すること

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害(第 報)

令和 年 月 日 時 分 士 別 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
 - (1) 発生日時 令和 年 月 日

(2) 発生場所 士別市 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的·物的被害状况

	人 的 被 害				住家被害		その他
市町村名	死 者	行方不	負傷		全壊	半壊	
111 11 11 11 11	7L 1	明者	重傷	軽傷	土坂		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、 年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況